

eLTAX (エルタックス) による 地方税の電子申告が始まります

津市では、平成22年1月からeLTAXを導入し、従来は紙で行っていた地方税の申告や申請がインターネットを利用して手続きが出来ます。

エルタックスとは

eLTAX (エルタックス) とは地方税の申告等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAX (エルタックス) は地方公共団体で組織する「社団法人地方税電子化協議会」が運営をしています。

これにより、従来紙で行っていた地方税の申告や申請が自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して行うことが出来ます。

利用できる税目 及び利用開始について

1 個人市民税・県民税

- ・給与支払報告書及び総括表
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・特別徴収関係手続き 等

【利用届出受付開始】 平成21年12月14日から

【電子申告受付開始】 平成22年 1月 4日から

2 法人市民税

- ・中間申告、確定申告、修正申告
- ・法人設立、設置届、異動届 等

【利用届出受付開始】 平成21年12月14日から

【電子申告受付開始】 平成22年 4月 1日から

3 固定資産税 (償却資産)

- ・全資産申告
- ・増加資産 / 減少資産申告
- ・修正申告

【利用届出受付開始】 平成21年12月14日から

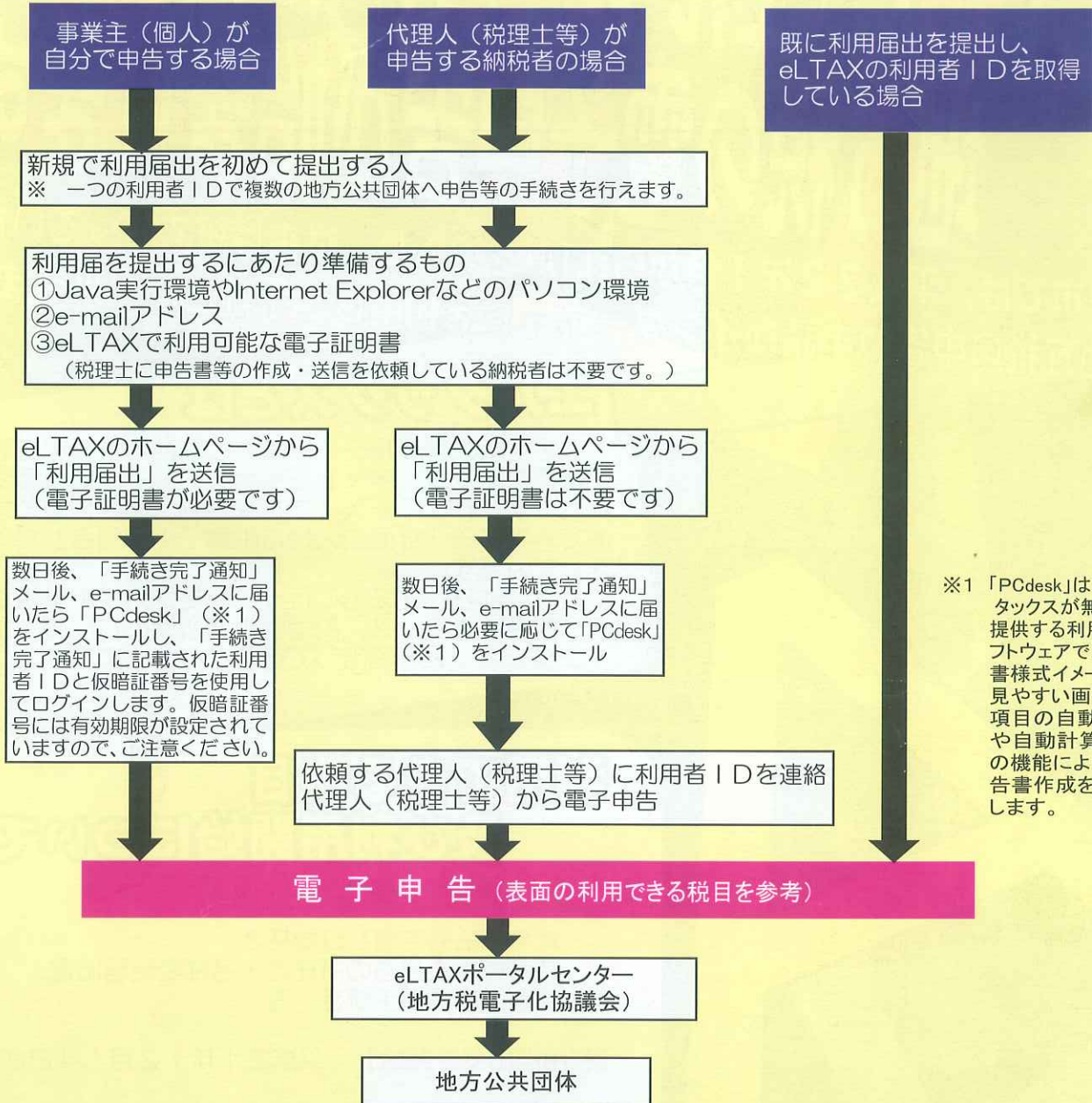
【電子申告受付開始】 平成22年 1月 4日から

(注意)

- ※ 申告等を行う場合には利用届出が必要となります。
- ※ 申告受付開始は「電子申告受付開始」の日からとなります。

エルタックスを利用する方の手続き方法

(eLTAXを利用するには、下図のような手続きが必要です。)



※1 「PCdesk」は、エルタックスが無償で提供する利用者ソフトウェアで、申告書様式イメージの見やすい画面と、項目の自動入力や自動計算などの機能により、申告書作成を支援します。

【固定資産税(償却資産)の申告にあたっての注意】

eLTAXの申告では省令改正による耐用年数の変更と適用年数誤りの区別がつきません。必ず「償却資産の申告について」(申告のてびき)のeLTAXでの申告の注意点記載ページをご覧ください。

【法人市民税の申告にあたっての注意】

添付書類は、市民税課諸税担当宛に直接・提出してください(郵送可)



詳しくは

エルタックス

検索

<http://www.eltax.jp/>

(株・デジ) 0570-081459

※IP電話ご利用の場合 03-5339-6701

(お問い合わせ) 津市政策財務部 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

(個人市民税)	市民税課	市民税担当	TEL 059-229-3130
(法人市民税)	市民税課	諸税担当	TEL 059-229-3129
(固定資産税)	資産税課	家屋担当	TEL 059-229-3132